

# 一宮市 産後ケア事業のご案内



一宮市では、出産後のお母さんとお子さんの新生活を応援するため「産後ケア事業」を実施しています。市と委託契約した産科医療機関や助産院で宿泊または家庭訪問により、出産後のお母さんの心身のケアや育児・授乳の相談が受けられます。



## ○利用できる方

一宮市に住民票がある方で、出産後1年を経過しないお母さんと赤ちゃんで、産後ケアを必要とする方。

## ○産後ケアの内容

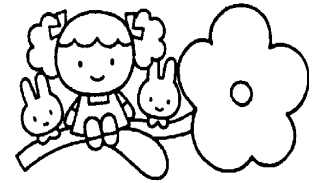
	宿泊型	訪問型
利用期間	7日間以内	2回まで
	利用日数は、保健師と相談後、内容を審査して決定します。	
一宮市の支払い額	22,500円/日	4,700円/回
自己負担額	1日7,500円～ <small>(例)1泊2日の場合は7,500円×2日=15,000円～です。</small>	1回500円～
	世帯員の全員が市民税非課税である世帯、もしくは生活保護世帯の方は自己負担額が減免になります。	
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お母さんの心身の体調管理と生活面の相談</li> <li>・授乳に関する相談や指導</li> <li>・育児の相談</li> <li>・その他</li> </ul>	



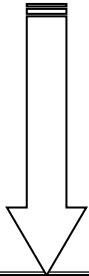
※産科医療機関等の空きベッド状況により、ご希望に添えない場合があります。



## ○利用方法

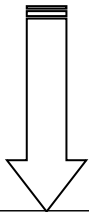


### ①「一宮市産後ケア事業利用申請書」による申し込み



☆ご利用には、あらかじめ申請が必要です。本人または家族が、中・西・北保健センターへ申請してください。  
☆宿泊型または訪問型のどちらかを選択してください。  
☆申し込み期限は、原則利用希望日の5日前まで（閉庁日を除く）になります。  
☆申し込み後のキャンセルはできませんのでご了承ください。

### ②利用承認通知



☆審査決定後に「一宮市産後ケア事業利用承認通知書」を郵送します。  
☆産科医療機関等の空きベッドの状況によりご希望に添えない場合があります。  
産後ケアの内容や準備用品は産科医療機関等にご相談ください。

### ③産後ケア事業の利用（宿泊型または訪問型）

☆利用料金の自己負担分は、利用施設または家庭訪問した助産師に直接お支払いください。

## ○申請時に必要なもの

- ・一宮市産後ケア事業利用申請書（申請書は、中・西・北保健センターの窓口にあります。また市ウェブサイトからもダウンロードできます。【ページID：1036469】）
- ・母子健康手帳
- ・世帯員の全員が市民税非課税に該当する方は、当該年の世帯の課税状況が分かる書類（4～5月申請の方は前年度分）
- ・生活保護に該当する方は、一宮市役所福祉課発行の「生活保護受給証明書」

## ○申し込み先と問合せ先

一宮市保健所健康支援課

中保健センターグループ	一宮市貴船町3丁目2番地	TEL(0586)72-1121
西保健センターグループ	一宮市東五城字備前12番地	TEL(0586)63-4833
北保健センターグループ	一宮市木曾川町黒田字中沼南ノ切27番地	TEL(0586)86-1611

受付時間 月～金曜日（祝祭日・年末年始除く）8時30分～17時15分

